

地域包括支援センターから委託居宅介護支援事業所へ

～ケアマネジメントや提出書類についてのお知らせ～

令和3年12月27日

東部・中部地域包括支援センター

西部地域包括支援センター

美都地域包括支援センター

匹見地域包括支援センター

前回、R3年3月29日に集団指導オンデマンドに合わせてお示しした内容から、変更点があります。

変更点：介護予防サービス支援計画書に関する内容（スライド 4）
変更箇所は赤色下線

変更適用日：R4年1月1日

○基本情報

- ・様式は問わない
- ・厚生労働省より示されている利用者基本情報の様式を用いる場合、利用者の署名・押印は不要

○基本チェックリスト

- ・実施も提出も必須ではない
- ・アセスメントの一環として実施し、提出することは構わない

○アセスメント

- ・様式は問わない

○介護予防サービス支援計画書（押印不要）

- ・原案を地域包括支援センター（以下、センターと記載）に提出し、確認印を得る
- ・サービス担当者会議後、利用者の署名を得て、複写をセンターへ提出
- ・原本は軽微変更で赤字記載をする時のためにケアマネジャーの手元に置き、期間終了時に評価表と合わせて提出する。

※認定期間中の計画書の期間終了による見直しの場合

アセスメント結果、また照会やサービス担当者会議の結果からも計画書の内容に変更の必要がない場合

- ・新たな期間設定をした計画書を新規作成→センターの確認印→利用者の署名→複写をセンターへ提出
- ・従来の計画書に新たな期間を赤字記載→利用者の同意を得たことを計画書の欄外や経過記録等に記載→複写をセンターへ提出

○サービス利用票・別表

- ・開始時と変更時は必ず提出
- ・毎月、提出することは構わない

○モニタリング

- ・様式は問わない 経過記録に記載しても良い
- ・内容として、サービス実施状況、利用者や介護者の状況の記載があること

○評価

- ・区分変更や入院等で予定外に計画書が終了となった場合の評価については、利用者個々の状況により、良いタイミングで実施する（できるだけ面会して行う）

例) 区分変更で要介護が予測された時点

区分変更で要介護と認定された時点

入院中、計画書変更や終了が明らかな状態になった時

※サービス担当者会議録、照会記録、経過記録についても、これまで通りに提出が必要